

○議事日程

令和3年10月7日（木） 第2日

- | | | |
|-----|----------------|---------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 議案第43号 | 令和2年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第 3 | 議案第44号 | 令和2年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第 4 | 議案第45号 | 令和3年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 5 | 議案第46号 | 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第 6 | 議案第47号 | 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 7 | 議案第48号 | 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 第 8 | 議案第49号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |
| 第 9 | 議案第50号 | こども庁の設置を求める意見書について |
| 第10 | 認定第 1号 | 令和2年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 認定第 2号 | 令和2年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 認定第 3号 | 令和2年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 認定第 4号 | 令和2年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第14 | 認定第 5号 | 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第15 | 認定第 6号 | 令和2年度岐南町水道事業会計決算の認定について |
| 第16 | 認定第 7号 | 令和2年度岐南町下水道事業会計決算の認定について |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10名	
1番	長谷川 淳 君
2番	村山 博司 君
3番	松本 暁大 君
4番	三宅 祐司 君
5番	後藤 友紀 君
6番	松原 浩二 君
7番	櫻井 明 君
8番	渡邊 憲司 君
9番	木下 美津子 君
10番	岩田 晴義 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島 英雄 君
副町	長	坂口 正 君
教育	長	野原 弘康 君
会計管理	者	井上 哲也 君
総務部	長	傍島 敬隆 君
総合政策部	長	三輪 学 君
福祉部	長	小関 久志 君
土木部	長	安田 悟 君
住民部	長	堀場 康伸 君
総務課	長	記野 雅之 君
財政課	長	服部 貴司 君
総合政策課	長	摂田 真広 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	朝倉 修一
書記		渡邊 二志夫

開議

午前10時2分 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番
松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両名を指名します。

第2 議案第43号

○議長（松原浩二君） 日程第2、議案第43号 令和2年度岐南町水道事業会計未処分
利益剰余金の処分についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより
質疑を許します。質疑はありますか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。議案第43号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を
求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第43号 令和2年度岐南町
水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

第3 議案第44号

○議長（松原浩二君） 日程第3、議案第44号 令和2年度岐南町下水道事業会計未処
分利益剰余金の処分についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決します。議案第44号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第44号 令和2年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。



第4 議案第45号

○議長（松原浩二君） 日程第4、議案第45号 令和3年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 5年ぶりの演壇でございまして、非常に緊張しております、どのようにお話ししていいかわかりませんが、議長の許可をいただきましたので、3項目について質問をさせていただきます。

まず、私のこの質問の中で議会の規律というようなことで、優しくというようなつもりでおりますが、ひよとしたら言葉が厳しくなったときには規律とか保持とかいろいろなそういう決まり事がありますので、それに従って何でもやっていただいて結構でございまして、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、令和3年度の岐南町一般会計補正予算、これについて質問させていただ

きます。款とか節というようなまどろこしいことを言わずに、何ページの何というふうで言いますので、よろしくお願いいたします。

まず、11ページ、公有財産費ということで土地の件ですね、用地取得費ということで2,245万5,000円ということで、この庁舎の北側の老人福祉センターの東側の旗ざお地の田んぼの購入の件でございます。全員協議会で町長のほうからも説明がありましたが、確かにこの提案説明では、庁舎周辺駐車場の整備に伴う用地取得及び工事請負費等の関係経費というふうに書いてありまして、説明はこういうもんなんです。ただし、全員協議会の中では細かく説明しておみえになりましたと思いますが、あくまでも全員協議会は平成20年にですね、公の場として議会と同じ効力のある場でございますので、相違があってははいけません。全員協議会で説明したことと、ここの議場で説明したことが違ってははいけませんので、録音等をもう一度確認しなきゃならないんですが、そのときの用地の取得が、女性職員の残業など長くやられたときに、帰り道が約250メートル北側にあるところなんです、非常に危ない危険性を伴ったりとか、雨とか嵐、そういうときにずぶ濡れになってしまうからかわいそうだから買うんだというような説明を受けたはずなんです。そのような中で今の提案説明、議場での提案説明はこれざっくりした形でありますので、再度確認したいと思います。

これがどういう意図なのか、こういうことであるならば、町民の皆さん方に、女性職員のために防犯とかいろいろなことがあるから買うということやなくして、例えば庁舎の全体計画の中でどうしても駐車場確保をすることが起きるために買うとか、国交省の土地は返還が来てしまったと、無償提供で契約したやつが。それが返還が来てしまったので、全体的な職員の駐車場を含めてどうしても必要だということなら、これ納得できるんですが、全協の場でのお話というのはどうも矛盾を感じます。これは町民の皆様方にしっかりとお話をしていかなければだめなことなんです。だから、町長のしっかりしたご答弁をいただきたいというふうに思うわけであります。

その次に、クオカード、12ページ、実際は款衛生費、項保健衛生費と言いながら、節どうのこうのと言うのはあれなんです、ちょっと置かしていただいて、需用費271万3,000円、役務費10万6,000円ということでございます。皆様方が説明の中で用紙でもらったと思いますが、高校3年生相当者への受験支援事業費等ということで281万9,000円、クオカード1人1万円ということですね。しかし、ここの説明の中では、ここがちょっとおかしいなと思ったのは、高校3年生は受験支援事業費等と書いてあるんですね。ところが、中学3年生の対象場合、クオカード、教育費のところに入っておるんですが、受験支援事業費と書いて、「等」がないんですね。その「等」が何か意味が深いなというようなことを思ったわけでありまして、先ほど申しましたよう

に、全員協議会の場で発言されたことを、私は録音の中で再度確認しますが、町長が発言されたのは、高校3年生の子たちが今年はコロナで大変苦慮したと、卒業式が近づいておる中で非常にかわいそうだから、高校3年生の人ね、クオカード1人1万円を配布するというようなことでありました。それを再度、要するにこの議場で議事録に載せなきゃなりませんので、全員協議会の言葉とこちらの言葉が違ってはいけませんので、それをひとつきちっと録音の中へ吹き込んでいただきたい。それに伴って、予算についてもいろいろやはりお話をしなければならないこともありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そして、今のことですけれども、要するに高校生が入っている予算、そして18歳という言葉が全員協議会の場でも出ていましたね。ということは、18歳までの予算が入っておって、ここの予算が高校3年生までということになれば、これを修正して減額しなきゃならないんですよ。修正して、後で不用額を起こせばいいってもんやないです。これは新たに出た予算ですから、不用額が想定でも出るということ自身がおかしいですから、予算のつくり替えということが起きる可能性があるので、一回検討していただきたいということですね。

続きまして、何か私のほうにも公開質問状が来ておるみたいでありまして、公開質問状は公開質問状でこれは回答出すささぬというのは別でございまして、議員の皆さんにも文書からしても回答が来ます。公開質問状の文書のあれを持ってくると、恐らくポトピアのときの公開質問状を思い出しました。私は出しませんでした。当然、このことをきっちり皆さん書かないと、どういうふうになるかということ、町民に知らしめるようなことが起きたんです。そういうことも踏まえながら、この公開質問状のことについてはお願ひしたい。これはその中にコミュニティバスの運行事業のこの質問がありましたので、関連でございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

コミュニティバスの運行事業、債務負担行為の限度額、これは3月の時点でここにおみえになる7人の議員が賛成しておみえになります。それからずっと何も説明なくして来るもんで、議会が軽視されておらへんかということでごちゃごちゃした中で、10月4日の1時半から説明会が開催されたわけでありまして。そうですね。あくまでも全員協議会やないですから、これはだめですね、公の場やないけど、言った言わぬということはあり得るかもわかりませんが、そういうようなことがありました。しかし、なぜここまで議会の方々が承認した説明ですね、説明責任に徹せずに今日まで来てしまったかということ、これが大きく聞きたいことでもあります。議会を無視しておらへんかということなんです。本来なら、説明して説明して説明するということ。町長が議長のときにも説明が足らぬ足らぬと何回でも言っておみえになりました。私

は賛成しておったですよ、そのとおりやと言って。そういうようなことでありますので、ひとつお願いしたいなというふうに思うわけではありますが、このコミュニティバスはなぜここまで説明を遅らせてしまったのか。それで、なぜこんなときに債務負担行為を慌てて出さなきゃならないのか。当然町長の公約だからということで、皆さん協力する人は協力するし、これはいいことやったら賛成するやろうし、そういうことを踏まえながら、もうちょっと先送りするということが必要ではないかなというふうに思いましたので、説明責任をどういうふうに考えておるのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） ただいまの岩田議員のご質疑、議案第45号 令和3年度岐南町一般会計補正予算についてのご質疑のうち一番最初のご質疑ですね、11ページにあります財産購入費についてお答えいたします。

現在、庁舎内に勤務しております正職員及び会計年度任用職員合わせて170人ほどおりますが、そのうち通勤距離が役場からの直線距離にして1キロメートル未満の者については自家用車の使用を禁止しております。そして、1キロメートルから1.5キロメートル未満の職員につきましては、自家用車の通勤を自粛としております。これらの職員は30人ほどおるわけなんですけど、先ほどの170人から30人引いた140人、これらの職員が自家用車による通勤許可者ということになっております。

一方で、町が今現在職員の駐車場として確保しております駐車場につきましては、3か所ございますが、まず1か所目は庁舎の北側の駐車場、ここは36台、2番目は北小学校の西側にあります旧公団の跡地の駐車場、こちらに45台、そして3番目が国土交通省から借用しております岐南インターの駐車場、こちらが39台、合わせますと120台ほどになります。先ほど申し上げました通勤許可者の140台には若干満たないという状況が現在起こっております。

また、先ほど議員も申されましたように、国土交通省から借用しております岐南インター駐車場につきましては、そもそもが庁舎の建設時に臨時的に職員駐車場として借用した経緯がありまして、その後ずっと今まで借りておるわけなんですけど、昨年来返還を求められておりますので、何とか毎年借用の延長をお願いしている状況でございます。将来的には借用できなくなる、お返しするという可能性も当然あります。

こういった現状でございますので、職員駐車場の不足を少しでも解消するために、今回補正予算におきまして、庁舎周辺の駐車場の整備に伴う用地取得費及び工事請負費等の経費を計上させていただきました。

なお、全員協議会の場では女性職員のためにというご発言もありましたが、女性職員に限ったことではございません。男子職員も当然利用することになります。ただ、場所柄といいますか形状柄、軽自動車になることも想定しておりますが、今申し上げましたように、基本的には駐車場が足りないということで、役場の近くで用地を確保できるのであれば確保したいということは常々思っておりまして、今回いいタイミングでお話ございましたので、買わせていただけたらなと思ひまして予算を計上させていただきます。

ちなみに、購入予定地が地番といたしましては2筆ございまして、地番といたしましては八剣7丁目51番地の1、こちらが416平米、2筆目は八剣7丁目57番地、隣接しておる土地なんですが、そちらが105平米、合わせて521平米となっております。その予定でございます。

1番目については以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の債務負担行為がなぜ今回の一般会計補正予算に計上されたかということの質疑に対してお答えいたします。

今回、コミュニティバスの運行事業につきましては、6月の全員協議会におきまして、従来の運行した形式にとらわれることなく、新たな視点で運行をさせていただきたいというようなこと、進捗状況をご報告させていただきました。その後、6月にはバスの利用の多いと思われる事業所、病院、そういうところに意向調査を行った上、町と、あとコンサルタントとある程度のルート案をつくりました。その上で地域の自治会の方にそれぞれのところで停留所の希望を受け取ったわけでございます。そういうことをさせていただいた上で、最短であるこの10月の議会の一般会計の補正予算の上で債務負担を起こさせていただいたものでございます。

議会の軽視かというお話もありましたが、今現在の最新の情報を議会のほうの全員協議会の場でお示したところでございますので、必ずしもそのような行為ではないと思っております。

もう一つ、岩田議員のクオカード、高校生に対して支援の必要があるかと、そういう内容かと思いますが、全員協議会でお話はありましたが、今回の高校3年生、受験支援等の応援事業でございますが、この事業につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、教育の環境の変化や行事等の制約などを受けられた、また日常生活、将来に不安を抱えながら次のステージに進む大切な最終学年である中学3年生、高校3年生に相当する方に対して、学習意欲の継続や家計における教育費などの負担軽減を図ることを目的として、対象者1人につき1万円分のクオ

カードを配布しようとする、そういうような事業でございます。

議員ご指摘のとおり、高校生は義務教育、中学生とは違うということでございますが、文科省の通知によりますと、全国の昨年の高等学校、それから専門学校等への進学率というものが97%を超えておるということで、ほとんどの中学生が進学をしております。町としては、高い進学率である高校生に対しましても、中学3年生と同様に、大学への進学、そして就職などの卒業後の進路先を決める3年生ということで、最終学年という、その相当する者に対して負担軽減等を図り、次のステージに進む、町の将来を担う者に対して支援をしていきたいというものでございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 10番議員、岩田でございますが、議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

今、総務部長からのお話、よくわかりました。そこでひとつ、私は身体障害者になって初めて分かったんですけれども、建設当時のときの議員として、意見はできるだけ言わぬようにはおりましたんですけど、玄関からエレベーター、トイレが遠過ぎるんです。できれば、そののところに……

○議長（松原浩二君） 岩田議員、今回の質問に関係ありますか。

○10番（岩田晴義君） あります。できれば、そういうようなことで身体障害者用の駐車場を含めた形で予算の中に組み込んでいただいて、今のL型の駐車場に、要するに公用車ですね、軽トラックやとか軽乗用車やとか、岐南町の車を入れていただいて空かせていただいて、そういうような計画を含めた予算でしていただけるとありがたいなというふうに思うわけでありまして。L型の土地にですよ。できれば、東のところにそういう駐車場があるといいなということを含めてお願いしておるわけでございます。

そしてあと、コミュニティバスの件につきましてですけれども、債務負担行為が今起きたことに対して、もし可決した場合やと、3,000万、3,000万、3,000万……ということで、最終的には1億8,000万、要するに認めたということになりますけど、協議がまだ進んでないんですけれども、その協議を延ばすことができるかできないか。できないならできないとここで言うてください。

それともう一つ、10月4日の要するに説明会ですね、全協じゃないですね。説明会のときに、1時半に全協室でやりましたね。3時何分までやった後、私が帰っていったら、町長と玄関で会いましたよね。そのときにいろいろ会話をしました。細かなことはプライベートなことでありますので、言いませんけれども、あのときに会っておるのに、何で30分以内に協議会で今協議やっておりますので、私がおらぬのにやるという

のは、私は何かはばにされているような気がします。こんな重要なことを。この件がどうもじっくりいかない。

○議長（松原浩二君） 岩田議員、質問とちょっと外れる。

○10番（岩田晴義君） それで、そのコミュニティバスの運行をもっと、私も仲間外れなら仲間外れでもいいんだけど、仲間に入れて協議をしてほしかったなというのが私の意見であります。もし、そのことに対して。予算ということはわかるんですけど、私はその後のことについては全然話聞いてないんです。行って上がったときはみんな終わったと帰っていったんですから、そのことも含めてこの予算の納得できるようにやはり説明を本当はしてほしいということです。

あと、クオカードについては修正動議がありますので、その場でまたお話しさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） ただいまの岩田議員の再質疑の1つ目、庁舎周辺駐車場取得に関しての再質疑にお答えいたします。

今現在、取得を予定しております先ほどの八剣7丁目の土地なんですが、こちらに例えば今ご提案のような障害者の方のお車をとめようとしますと、役場に入ってくるには道路を横断して来ていただく必要がございます。

〔「私の話し方が悪かったんですけど、東の玄関の隣。それで、今、役場の職員の方々の車がありますね、あれをそのL型に入れたらどうやねと、公用車を、そういうことです」との声あり〕

○総務部長（傍島敬隆君） 役場といたしましては、正面駐車場に2台分、屋根つきの障害者用の駐車場、専用駐車場ということでご用意しておりますので、今現在はその形で運用させていただいております。将来的には裏のほうもということもあるかもしれませんが、今現在としては今のままの形でとしか考えておりません。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の2つ目、債務負担行為につきまして、10月4日、説明会を行いました。その後、協議のほうをどうやって進んでいくのかという内容でございますが、10月4日に運行の事業につきまして議員各位からご意見、ご質問、またご要望等々いただきましたので、この内容についてはスケジュール等々踏まえて変更を検討するというをいたしております。

今後、進めていく上で議員の皆さんに検討した内容をご提示させていただきながら、

議員の方のご理解を得て進めていきたいと思っております。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 岩田議員からる質問がありましたが、まず駐車場の件であります、やはり先ほど冒頭の質問の中で、一言一句録音してあるからどうだこうたらと、それはちょっとやめていただきたいと思います。そんな不可能なわけですね。言ったことを一言一句まで間違えずに言ってくれと、それは無理です。だから、肯定か否定かということでまずあれですが、土地を買うことについては、地主さんから申出がありました。もし役場で必要あれば買ってほしいということでありましたので、役場の近くであるので、いい話だなと思って。できるだけ公示価格も安く買いたいなと思っていましたので、やはり私もいろんな免許を持っておりますので、そういうことで、とても路線価しかだめだということでもありますので、今のご指摘のように、L字型であってどうなんだということではありますが、今鑑定評価しておりますので、それに基づいて取得していきたいと思っております。

というのは、やはりせっかく申出がありましたので、先ほど総務部長が申しおりましたけれども、いろいろありましたが、やはり女性職員等のため、やはり全体を見てやろうと思っておりますので、できれば役場の近くでやはり安全で、それから事故のないようということで、せっかくの申出があったので、渡りに船という感じをお願いしたいかなと思っています。本当にこれから暗くなりますので、やはり女性職員のためにいいんではないかと。ということだけじゃなくして、先ほどご指摘のあったように、障害者のためにも参考にさせていただきますので、そういうことも含めて、もちろん男性用でもありますので、できる限り便宜を図っていきたいと思っています。今、本当に遠いところにとめておりますので、やはりそのことを考えると、せっかくの申出に対して、近くの駐車場があったほうがいいんではないかと。将来的には老人福祉センター等と連携して何かやろうという考えもありますので、そういうことも含めて、やはり役場周辺で土地が出たら買っておくべきではないかと思っております。その辺のところはよろしく願いいたします。

そして、バスのことで、私をはちにしたとかどうだこうだという話がありましたが、そんなことはありません。当初私は3時までということではなかったので、3時から住民との約束がありましたので、下りてきたら、たまたま住民につかまって、話してくださいと言われたもので話したときに、また岩田議員ともかち合ったということでもありますので、私は当然住民との約束の時間に遅れていきましたけれども、その中でもやはりバスのことは大事であるから、多分まだやっているだろうという想定のもとで、早く切り上げて戻ってきたということです。岩田議員がおらぬというこ

とでありましたので、岩田議員含めて、あったことを連絡してくださいということでした。たまたま岩田議員が下りてきただけであって、皆さんには十分説明したと思っておりますので、決してはちにしたとか、そういうことはしませんので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員、後藤でございます。令和3年度岐南町一般会計補正予算に質疑させていただきます。

まず順番に、債務負担行為の補正についての質疑ですけれども、議案は上程されておりますが、説明会での質疑に対して内容及びスケジュールの変更を検討するという答弁がございました。説明された内容に変更があるとすれば、議案として成立しないのではないかと考えます。説明会においての質疑に対する答弁のとおり、計画に変更はあるのか、あるとするならば議案の審議中である現時点において、それらが示されていないかもしれませんが、どこがどう変わったのかを示し、変更点についての金額根拠を示してください。

もう一つ、コミュニティバスの運行開始に伴い、デマンドタクシーの廃止の方針を示されました。3月議会に櫻井議員が質問され、答弁の中では、デマンドタクシーとの整合性については新たなコミュニティバス導入に伴い、現行のデマンドタクシー事業は廃止する予定だにご答弁いただいております。

併せまして、いただきました案の中で、運行開始までの主なスケジュール、この案の中で第1回公共交通会議、9月に行われておりますが、その中でデマンドタクシーの廃止についての意見を徴取されたとありますので、ここの辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。廃止は決定かどうか、このあたりを聞かせていただきたいと思います。

このコミュニティバス事業の計画上においてデマンドタクシー事業に対する優位性、コスト、運行時間、移動時間、停留所の数などはあるかどうかをお尋ねいたします。

次に、11ページの岐南駅の整備についてなんですが、今回委託をするに当たってどのような整備計画をされているのかをお尋ねいたします。

最後に、12ページ、13ページでございます高校3年生相当、中学3年生の子供さんに対するクオカードの配布についてですけれども、提案説明では受験支援事業とされておりましたが、高校3年生相当者とされた場合、受験をしない方も該当することに

なります。この対象者と目的に整合性はあるか、お尋ねをいたします。

あとは、金額についてですけれども、1人につき1万円とされた根拠をお示してください。

以上になります。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 後藤議員の議案第45号 令和3年度岐南町一般会計補正予算の一部、説明された内容に変更があるとすれば、議案として成立しないのではないか、また現時点における変更点の金額に関して提示をということなのですが、それについてお答えいたします。

過日10月4日、岐南町コミュニティバス運行事業に対する勉強会を開催し、議員の皆様からご質問、ご意見、ご要望などいただきまして、コミュニティバス運行事業の内容及びスケジュール等の変更を検討するということにいたしました。現時点におきまして説明させていただいた内容についての変更はございません。したがって、その変更点における金額の根拠も現在のところ持ち合わせておりません。

しかしながら、コミュニティバス運行事業を進めるに当たりましては、勉強会にていただきましたご意見等を検討し、改めて内容など議員の皆様のご理解を得て、鋭意努力し進めてまいります。

次に、コミュニティバス運行開始に伴い、デマンドタクシーの廃止は決定かについてお答えいたします。

コミュニティバス運行事業に伴い、デマンドタクシーを廃止する予定としてはおりますが、コミュニティバス、デマンドタクシーなどの公共交通は岐南町公共交通会議の議決を経て、運行、変更、廃止などを行うものであり、現時点で廃止は決定しておりません。また、今後勉強会におけるご意見などを踏まえて、公共交通の在り方を検討してまいります。

なお、公共交通会議で9月に委員の方からご意見の聴取のみを今取りまとめている状況でございます。

次に、コミュニティバス事業の計画上においてデマンドタクシー事業に対する優位性はあるのかについてお答えいたします。

路線で動くコミュニティバスと路線を持たないデマンドタクシー、これは運行形態がそれぞれ異なりますので、一概に優位性をお示しすることはできません。

続きまして、岐南駅周辺整備についての質疑についてお答えいたします。

今回補正予算に計上いたしました名鉄岐南駅周辺測量調査業務委託料299万円につきましては、駅周辺の道路改良、駅広場整備事業を進めるに当たりまして、設計業務

を行う前の現地測量調査の費用であり、測量する場所は岐南駅東側道路及び駅前広場でございます。

この整備計画につきましては、総合政策課と土木課の職員で構成したプロジェクトチームで作成しました駅周辺の安全性の確保、また利便性の向上などを図った整備計画の案をもって、去る8月に駅周辺地域の自治会に対して説明会を開催いたしました。その後、地域自治会との協議を重ねているところでございます。今後、お示しできる段階になりましたら、改めて議会のほうへ報告したいと思っております。

次に、高校3年生のクオカードの事業についてお答えいたします。

先ほども一部お答えしましたが、この事業につきましては、高校3年生受験支援事業等について、今回補正で計上しました内容は、先ほどと同じく、長引く新型コロナウイルス感染症拡大により、教育環境の変化や行事等の制約を受け、日常生活、将来に不安を抱えながら次のステージに進む大切な最終学年である中学3年生、高校3年生に相当する方に対して、学習意欲の持続や家計における教育費などの負担軽減を図ることを目的として、対象者1人につき1万円分のクオカードを配布しようとするものです。

ご指摘のとおり、受験支援事業等の名目ではありますが、主な対象者は受験生ではありませんが、町が支援する目的は必ずしも受験に対してではなく、コロナ禍において日常生活、将来に不安を抱えながら次のステージに進む高校3年生の学年相当の方、平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方を対象としております。したがって、高校生で受験をする方、就職をする方、既に就職をしてみえる方もみえますが、これから大人になっていくその学年に相当する方を対象としております。

次に、1人につき1万円とした根拠につきましては、昨年度実施いたしました中学生学習費助成事業の図書カード1万円分を例にし、今回の中学生と同等の金額といたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員、三宅でございます。

巡回バスにつきましてでございますが、岐南町が目指す、先般、摺田総合政策課長からも細かく説明がありましたが、やはり私を感じます目的というものがどうしてもぼやけて見えました。岐南町が目的、要望というのをやはり明確にすることにより、コンサルにとって検証、改善というのが望めるものであります。

そこで、小島町長、お約束してくださった、時間をかけて検証、改善ということで

そこを願っておるわけでございますけれども、その中で今後の検証におきまして、やはり運行ルート、利便性というのをマッチした、例えば車両が例のポンチョという笠松のようなバスであるのか、例えば私がお提案したようなワゴンというもの、決してこれがいいということではありませんが、ワゴンというバス、そして、今本当にバスも高うございますが、いざというときに、バス会社、航空会社、ひどい状態でございます。これが買い手のつかないという状況も踏まえた中で、今世に出回っております中古のバス、マイクロであったり観光バスであったり、様々なところで売り払いたいばかりのところ非常に多くございます。こういったバス、あるいは実験的にレンタカーというような方法も当然あるとは思いますが。

こうした幅広い……

○議長（松原浩二君） 三宅議員、質疑をお願いします。ご意見じゃなく質疑をお願いします。

○4番（三宅祐司君） 最後に言います。

そういったものを幾つかの方法がございますが、こういった利便性の高い運行ルート、そして車両購入というバランス、こういったものを考えた上で見直す柔軟な検討をしてはと思っておりますので、車両の費用対効果、利便性の高いの幾通りもの提案をいただけることと、それからプロポーザルの前に改善案の協議、それから議論、そういう機会を設けていただくこと、こういうことで1の矢がだめなら2の矢、2の矢がだめなら3の矢というように検討していただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員のコミュニティバスについての質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、勉強会におきまして、議員のご質問、またご要望、そしてご意見などをいただきました。その内容等々におきましては、今後提案された内容を検証し、それぞれをお示しさせていただきながら進めていくものと思っておりますので、中身の具体的な車両やワゴン、そういうものもある程度中に入ってくるだろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、プロポーザルを進めるに当たりましては、議員の皆様の理解を得て進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番 櫻井 明です。議長にお許しいただきましたので、若干お尋ねいたしますので、お答えいただければと思っております。

まず、コミュニティバス、いわゆる巡回バスについてでございますが、3つほどございます。

令和4年度から8年度までの5年間の限度額1億8,476万円というのが債務負担限度額でございました。これにつきまして、計算してみると1日当たり13万3,000円の運行経費がかかるというようなことになるわけですが、これらを考えまして、導入車両について、それから予想利用者数とその利用者増、年間予想の乗車料の収入等について数字をお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。

2つ目、前回の6月議会のときにお聞きしたときに、この巡回バスの年間予想経費は一応年間1,500万円ほどを考えているということでありました。これが先ほど申しましたように、この1億八千何がしを割ってみると、年間3,250万円というような、倍になっているということではありますが、本当のところ、これだけの高額なものをこれにかけるとということに対して、また以前のにじバスのようなことではないように、永続化してほしいと思うんですが、その点についての覚悟をお聞かせいただきたいと思います。

それから、3つ目、運行案確定等は議会の承認、私どもといろいろ話し合っ、これからやっていきたいと思いますというお話でございました。ありがたいことです。

それと、もう一つは、バスの運行空白地というのが特に中心地にございましたよね。それを現行のデマンドタクシーで継続運行することによって、それを解消できるんだというようなことで、それに対しても、その時点では継続運行をしていくんだというようなお答えをいただけたと私は思っております。そこを再度、確認を含めてお尋ねいたします。

それから、2つ目、今度クオカードについてお尋ねいたします。

これは2点ですが、小学6年生を対象外とされた事由と、今後もそれを対象とすることはしないのか、対象とされないのかということについて聞かしてください。

それから、2つ目、前回配布された図書カードの使用実態がどのようなものであったか、当然調査されておみえだと思うんですが、そこについての内容をお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の一般会計補正予算のコミュニティバス事業

の詳細についてということでございます。お答えいたします。

初めに、1億8,476万円の限度額につきましては、巡回バスを運行する事業者への負担額であり、その内容につきましては、人件費、燃料費、修繕費、また車両購入費、バス停留所の設置、チラシ作成など運行に必要な経費全般でございます。

次に、導入する車両の予定の車両につきましては、道路運送法により、乗客を乗せ、バリアフリー法を満たす長さ7メートル未満の岐阜市や笠松町と同型の小型バスを現在予定しております。

次に、予想利用者数と利用者増につきましては、1日5便を計画しており、主に高齢者のニーズに応え、朝1便、最終便につきましては、併せて通勤・通学者のニーズに応えられるよう想定をしております。

また、利用者数につきましては、1便8人、年間で約2万3,000人を見込んでおります。この年間の予想乗車料の収入につきましては、1乗車100円の運賃で年間230万円ほどの運賃収入を見込んでおるところでございますけど、福祉施策の観点からその一部を免除も検討しているところでございます。

次に、年間3,250万円の経費の妥当性と実施事業に当たっての覚悟につきましては、コミュニティバス運行につきましては、第6次総合計画策定時のアンケート結果や本町における高齢化の顕著な進展等から真に必要な事業であると認識しております。

また、運行事業案の確定及びバス運行空白地帯の解消策として、現行のデマンドタクシーを継続運行することにつきましても、過日の勉強会のご意見等を踏まえ検討し、検討した内容等、議員の皆様へご理解をいただき進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員のクオカードについてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問、小学6年生を対象外とされた事由についてお答えさせていただきます。

先ほど来、中学3年生、高校3年生緊急学習応援事業というところで、主に受験を控えた子供たちに長引くコロナ感染症の影響に、ふだん学校が休みであったり、オンライン授業、あと運動会とか修学旅行等の制約などを受けた日常生活、将来に不安を抱えながらも次のステージに進むというところで、中学3年生、高校3年生相当の方に対して贈ることにいたしましたものであり、小学生の方につきましては、中学生、高校生に比べると負担が軽かったという判断で中学3年生、高校3年生相当とさせていただいております。

次の2番目のご質問、昨年度、前回配布された図書カードの使用実態についてお答えいたします。

町が支援できるものとしたしまして、岐南中学校に通う中学3年生191人に1万円の図書カードを三者懇談時に、昨年7月頃、学習支援として配布をいたしました。配布をした後の使用実態につきましては、アンケートを取るなどの調査をしておりませんが、一部の生徒や保護者からは有効に利用していただいたと聞いており、そのほかの皆さんも同様に有効利用していただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま10番 岩田晴義議員と5番 後藤友紀議員から、本案に対しての修正の動議が会議規則第16条に基づき提出されました。なお、地方自治法第115条の3の規定により、この動議は成立いたしております。

修正案はお手元に配付申し上げたとおりであります。これより提出者の説明を求めます。まず初めに、10番 岩田晴義議員の説明を求めます。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第45号 令和3年度岐南町一般会計補正予算の一部を次のように修正します。

第1条中の4億416万3,000円を4億144万4,000円に、87億319万5,000円を87億47万6,000円に改めるものでございます。

中身について説明をさせていただきます。歳入歳出の項目を見ていただきたいと思います。まず、歳出について説明をさせていただきます。款04衛生費、項01保健衛生費、目01保健衛生総務費、節10需用費271万3,000円を10万円に、11役務費10万6,000円を0に、補正額3,470万3,000円を3,198万4,000円に、計4億5,783万5,000円を4億5,511万6,000円に改めるものであります。

歳入につきましては、款19繰越金、項01繰越金、目01繰越金、節01繰越金1億4,845万4,000円を1億4,573万5,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、この中のクオカードにつきましてはの高校3年生

ということに對しましては、恐らく見解の相違もあると思います。私はあくまでもこういうものに対しては、水道の無料もそうやったんですけれども、これもそうなんです、結局ばらまきなんですよね。確かにコロナの中で精神的いろいろなものがあります。非常に……

○議長（松原浩二君） 岩田議員、ちょっと言葉に注意してください。

○10番（岩田晴義君） 言葉によってどういうことですか。ばらまきということですか。

○議長（松原浩二君） はい。

○10番（岩田晴義君） 私は一応そういうつもりでおりますので。もしやるならば、小学校とか中学校を優先させる。それはどういうことかと申しますと、この岐南町の教育関係は二町教育委員会の管轄でもありますし、当然のことでございます。それを高校3年生を卒業した人ということになりますと、これははっきり言いますと、県の教育委員会でもあり、本来もしクオカードを配るなら県でやっていただくというのが私の持論でございますので、当然見解の相違があってもこういうことになったんだろうというふうに思いますが、よろしく願い申し上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 提出者の説明が終わりました。ただいまの修正案の説明について質疑はありませんか。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員、村山です。初めてこの演壇に立ちますので、ちょっと緊張しておりますが、どうぞお許してください。

今の10番 岩田晴義議員の説明を伺っている限り、二町教育委員会の関係であるから、小学生、中学生にやるなら配るべきだと。それはそれで見解の相違もあると思いますが、町の方針は、中学3年生、高校3年生、特に受験とか、あるいは就職とか、そういった面での今後の生活に対しての不安感も多い年頃の人だと思います。なおさら中学3年生と高校3年生はコロナが始まってどうでしょう2年近く学校へも行けなかったし、先ほどの行政側からの説明もあったとおり、オンライン授業だとか、あるいは修学旅行だとか、そういったことも全くなかったわけでありまして。私も自分が小学校、中学校、高校のときを振り返ってみますと、本当にかわいそうなときに生まれた人たちだと思います。

それで、クオカードを配布することに対して、それは見解の相違で、町に住んでいる人に出すということですが、二町教育委員会云々のことを理由に小学生、中学生に配布というような話は私はちょっと理解できなかったものですから、そういう点でも

しよければご説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 2番 村山議員の質問に対してお答えさせていただきます。

確かに二町教育委員会と県教育委員会というようなことで矛盾点を感じるということは見解の相違もあるかも知れませんが、私は細かく言いますと、例えば中学3年生の生徒は全部岐南町の住民なんです。みんながクオカードをもらう。そして、高校の場合やと、例えば1人とか2人とか、そういうような中で、ほかの人はもらわずに、岐南町民だけがもらうというようなこと。そうなった場合、環境が違うということがまず1つ。そして、中学校とか小学校のほかのところも一緒にコロナ禍の中で大変な思いをしているんですよ、リモート授業、オンライン授業、いろいろしてある。優先順位から、もしこういうことをやるならば、ほかの中学1年生とか2年生、小学1年生から6年生の方にやはりやるべきが私の考え方での修正案でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。これより討論に入りますが、討論は議案第45号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、討論は議案第45号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入りますが、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後、次の修正案の採決を行った後に原案について採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後、次の修正案の採決を行った後に原案について採決を行うことといたします。

これより修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松原浩二君） 起立少数であります。よって、修正案は、否決されました。

続きまして、5番 後藤友紀議員の説明を求めます。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員の後藤でございます。議案第45号 令和3年度一般会計補正予算に対する修正動議について、提案の説明をさせていただきます。

今回、提出させていただきますのは、議案第45号 令和3年度岐南町一般会計補正予算の第2表債務負担行為補正の追加を削除する修正議案であります。

コミュニティバス事業については、従前のコミュニティバス事業が岐南町政策検討委員会において見直しの結論が出され廃止となり、デマンドタクシー事業へと変更になり、現在まで運行されてきました。この岐南町政策検討委員会には当時の議員であった町長も議会代表として出席しており、見直しの結論に至ったものであると過去の資料より承知しております。現在のデマンドタクシー事業においても課題はあり、ここにいらっしゃる議員の皆さんからも改善の提案が幾度となく提案され、改善が望まれているところであります。

岐南町の交通手段は圧倒的に自家用車でございますので、車がない方や運転免許証を返納された方の交通手段は町としての課題であろうと考えております。去る3月議会において全会一致でコンサルタントの業務委託が可決されましたが、岐南町の交通弱者のために公共交通を整備する考えには賛同しております。

そのような中でここにおられる皆さんもご承知のように、今日に至るまでコミュニティバスに対して十分な議論がされぬまま議案の上程を迎えたことにつきまして、一議員としても責任を感じ、反省すべきことだと思っております。とはいえ、今回上程された債務負担行為の限度額の上限金額1億8,476万円は、議案に伴い提出された路線停留所、運行計画等を根拠とされているものであり、この債務負担行為の補正はあくまでも現計画に基づいた金額であるということでございます。この計画にはルート上の空白地帯の問題やダイヤの問題等、複数の課題があると多くの議員からも指摘がありました。

このように課題を持った計画を根拠とした今回の債務負担行為補正追加は時期尚早ではないかと考えます。一度廃止されているコミュニティバス事業であるという点からも町民の皆様からご理解をいただくためにも、このまま急いで走るのではなく、一旦立ち止まり、よりいい計画をじっくりと考え、指摘を受けたことに対してはいま一度協議を行い、改めて計画等を見直すことによって、さらにいいものにしていくべきではないかと考えます。そして、皆さんが納得する計画を基にその根拠が十分に示さ

れるときに債務負担行為補正を再度提出されたいと考えます。

また、この議案が上程された後の説明会での質疑に対して、内容及びスケジュールの変更を検討するという答弁もございました。現段階で説明された内容に変更があるとするれば、この議案は成立しないというものでございますが、取下げはなかったわけです。

議案とは、地方自治法第149条において団体の意思決定に関わるものであり、第112条第3項には、議案の提出は文書をもってこれをしなければならないと定めています。つまり、議案は提出者の最終結論として示されるものであって、提示された議案を基に議会は審議するものです。今議会においては、当初の計画どおりに事業が実行されるという前提で議論されるもので、もし変更があるとするならば、上程する前に変更されるものであります。上程され、採決までの短い期間に行政として変更を示すことは、行政の信頼感を著しく損ねるものであり、説明会の中で様々な議論の結果、仮に変更があったとしても、それを内々で承知して変更の確約のないままに議決するという行為は、議会の透明性が失われ、町民との信頼関係を崩す要因となります。

以上のことから、町行政の信頼と議会の責任を果たすため、そのようなことはあってはならない事象でございますので、今回の債務負担行為の補正につきましては、削除を行う修正案を提出するものであります。

以上です。

- 議長（松原浩二君） 提出者の説明が終わりました。ただいまの修正案の説明について質疑はありますか。

（質 疑 な し）

- 議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。これより討論に入りますが、討論は議案第45号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、討論は議案第45号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。

これより討論を許します。討論はありますか。

7番 櫻井 明議員。

- 7番（櫻井 明君） 修正案に対する反対意見を申し上げます。反対討論であります。

この件につきまして、本当におっしゃるとおり、そのとおりだと思います。しかしここは、行政を、あの言葉を見直すんだと、精いっぱい取り入れますよ、デマンドタクシーも存続させるんですよ、その方向で行きましょうよと、いかにいいものを一緒

になってつくりあげましょうよと、あの言葉を私は信用したい。これは行政を信用するかしないかで、これが反対か賛成かに分けられると思うんですが、私は信用したい。

そして、その中にこういったことで我々の意見を十分にお聞きいただいてやるということで、しかも先ほど私の議案の質疑に対しての答弁として、そういったものを十分に理解して、その後にあの債務負担行為の額は実行する、使うんだというように私は感じました。そういったような明確なお答えをいただきましたので、そこを信じて、これからの、高齢者は非常に困っております。一日も早く何とかいいものをつくり上げていきたい。そういうときになるべくこれを機会に行政と我々議会、そして町民の皆さん方、この三者が真摯に向き合って、いいものをつくっていく。そのために、これは債務負担行為のこの金額は、それが決まらないと使わないということですので、それは何ら問題ないと思っております。

したがって、修正案に対してはそういった意味で反対させていただきます。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

確かに今反対討論の中で櫻井議員が言われることも一理言えるかも分かりませんが、今までの3月の、私はおらなんだとしても全会一致で500万円のコンサルタント料を決めて、それから10月4日までの間に1回の全員協議会の中でお話があったということでございますけれども、ほかの人に聞いても、知らないと言われるんですね。どういう説明があったのということなんです。三輪総合政策部長から言われましたけど、そのような説明の経過の中で、将来的にバスをやるやらぬという前に、500万円というものの予算を可決したんですから、これが熟すまで、例えば債務負担行為がもし熟したとするならば、3月議会まで例えば延ばすとか、今そこにすぐやるというようなことはどういう意志かという、もうある程度の路線があるから債務負担行為ができたことであって、年度ごとの金額が使えるように枠を取るわけなんです。これは長期スパンのときに債務負担行為を起こすわけなんですけど、これはちょっと議会を軽視しておりますので、もっと機が熟してから債務負担行為を延ばして出してくるということなら分かりますけど、今の状態ではよろしくないというふうに思います。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立少数であります。よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立多数であります。よって、議案第45号 令和3年度岐南町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第5 議案第46号

○議長(松原浩二君) 日程第5、議案第46号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長(松原浩二君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第46号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第46号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第6 議案第47号

○議長(松原浩二君) 日程第6、議案第47号 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決します。議案第47号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第47号 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第7 議案第48号

○議長（松原浩二君） 日程第7、議案第48号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決します。議案第48号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第48号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第8 議案第49号

○議長（松原浩二君） 日程第8、議案第49号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第49号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第49号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

第9 議案第50号

○議長（松原浩二君） 日程第9、議案第50号 こども庁の設置を求める意見書についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決します。議案第50号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第50号 こども庁の設置を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

第10 認定第1号から第16 認定第7号

○議長（松原浩二君） 日程第10、認定第1号から日程第16、認定第7号までを一括して議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（松原浩二君） この7案件については既に説明が終わっておりますが、この後、木下監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し付託したいと思いますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑は省略します。

お諮りします。認定第1号から認定第7号までの7案件については、木下監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7案件については、木下監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。



散会

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から10月20日までの13日間は議事の都合により休会とし、10月21日午前10時から会議を開きます。

午前11時52分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原 浩 二

岐南町議会議員

松本 暁 大

岐南町議会議員

三宅 祐 司